

梨介護1第9-46号

令和3年9月27日

一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部

支部長 原 昌彦 様

介護保険課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の臨時的な取扱いについて (回答)

令和3年8月23日付で提出のあった質問について、山梨市の指定権者としての考えを下記のとおり回答します。

記

問：令和2年3月2日、4月16日、5月29日と3回にわたり新型コロナウイルス感染拡大における居宅支援の臨時的な取扱いについて質問を出し回答を得ているが、令和3年8月現在同様の解釈としていくことでよろしいか、確認したい。

回答：お見込みのとおり。

新型コロナウイルス感染症については、山梨県に対するまん延防止等重点措置の適用は解除されたものの、全国的な感染拡大収束の見通しは立っておらず厳しい状況が続いています。

したがって、令和2年3月4日（梨介護1第3-6号）、令和2年5月13日（梨介護1第5-23号）および令和2年6月2日（梨介護1第5-71号）によりお答えした内容については取扱いを継続することとします。

〒405-8501 山梨県山梨市小原西843
山梨市役所 介護保険課 介護保険担当 平井
TEL 0553-22-1111 (代) (内：1225)
FAX 0553-23-0294